

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2006-525686
(P2006-525686A)

(43) 公表日 平成18年11月9日(2006.11.9)

(51) Int. Cl. F I テーマコード (参考)
H O 4 L 9 / 3 2 (2 0 0 6 . 0 1) H O 4 L 9 / 0 0 6 7 5 A 5 J 1 0 4

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 28 頁)

(21) 出願番号 特願2004-571687 (P2004-571687)
(86) (22) 出願日 平成15年6月25日 (2003. 6. 25)
(85) 翻訳文提出日 平成17年11月1日 (2005. 11. 1)
(86) 国際出願番号 PCT/US2003/019954
(87) 国際公開番号 W02004/100439
(87) 国際公開日 平成16年11月18日 (2004. 11. 18)
(31) 優先権主張番号 10/249, 717
(32) 優先日 平成15年5月2日 (2003. 5. 2)
(33) 優先権主張国 米国 (US)

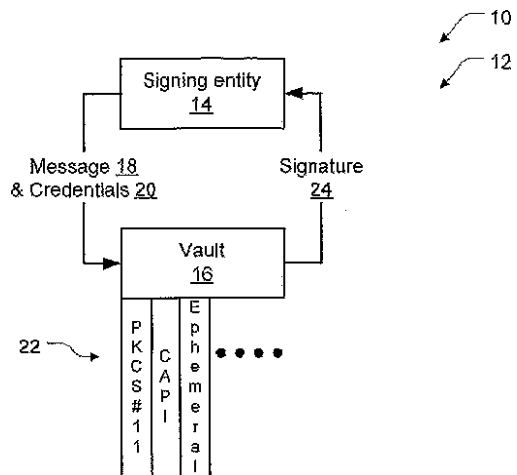
(71) 出願人 503140344
セキュア データ イン モーション, イ
ンコーポレイテッド
アメリカ合衆国 カリフォルニア州 94
402, サン マテオ, テンス フロアー
, エス. グラント ストリート 1875
1875 S. Grant Street
, 10th Floor, San Mat
eo, CA 94402 USA
(74) 代理人 100079980
弁理士 飯田 伸行
(72) 発明者 オルキン, テリー, エム.
アメリカ合衆国 カリフォルニア州 95
032, ロス ガトス, リージェント ド
ライブ 104

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 会話型メッセージを対象とするデジタル式シグネチャ/ベリファイシステム

(57) 【要約】

【構成】 デジタルシグネチャベリファイシステムである。チャットダイアログ、IMダイアログあるいはEIMダイアログで使用されているようにシグネチャシステムが会話型メッセージに署名する。次に、ベリファイシステムがこのシグネチャをベリファイする。このシグネチャシステムは署名エンティティ 14 およびボールド 16 をもつ。署名エンティティがメッセージおよびクレデンシャルを与え、ボールドがメッセージの第1ハッシュに基づいてシグネチャ 24 を生成し、これをシグネチャキーで暗号化する。ベリファイシステムは、検証エンティティおよびベリファイヤをもつ。検証エンティティがメッセージ、シグネチャおよびアサーションをベリファイヤに与え、次にこのベリファイヤがメッセージの第2ハッシュを生成し、シグネチャキーに対応するベリファイキーを使用してシグネチャを復号し、第1ハッシュを得てから、これら2つのハッシュを比較し、適正な検証レスポンスを求める。



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

会話型メッセージの通信方法において、

第 1 のコンピュータ化システムで、上記会話型メッセージに基づいて第 1 ハッシュ値を計算するステップ、

第 2 のコンピュータ化システムで、シグネーチャキーに基づいて上記第 1 ハッシュ値を暗号化することによってデジタルシグネーチャを生成するステップ、

ネットワークを介して、上記デジタルシグネーチャを第 3 のコンピュータ化システムに通信するとともに、上記会話型メッセージを第 4 のコンピュータ化システムに通信するステップ、

10

上記第 3 のコンピュータ化システムで、ペリファイキーに基づいて上記デジタルシグネーチャを復号して上記第 1 ハッシュ値を再生するステップ、

第 4 のコンピュータ化システムで、上記会話型メッセージに基づいて第 2 ハッシュ値を計算するステップ、および

第 5 のコンピュータ化システムで、上記第 1 ハッシュ値と上記第 2 ハッシュ値とを比較して検証レスポンスを求めるステップからなり、

上記検証レスポンスが、上記第 1 ハッシュ値と上記第 2 ハッシュ値とが一致したときに、検証すべき会話型メッセージを示し、および上記第 1 のコンピュータ化システムおよび上記第 2 のコンピュータ化システムとして同じか同一でないシステムを利用し、かつ上記第 3 のコンピュータ化システム、上記第 4 のコンピュータ化システムおよび上記第 5 のコンピュータ化システムとしてすべて同じシステムを利用するか、一部のシステムとして同じシステムを利用するか、あるいはすべて同一でないシステムを利用することを特徴とする会話型メッセージの通信方法。

20

【請求項 2】

会話型メッセージを対象とするデジタルシグネーチャの生成方法において、

第 1 のコンピュータ化システムで、上記会話型メッセージに基づいてハッシュ値を計算するステップ、および

第 2 のコンピュータ化システムで、シグネーチャキーに基づいて上記ハッシュ値を暗号化することによって上記デジタルシグネーチャを生成するステップからなり、

上記第 1 のコンピュータ化システムおよび上記第 2 のコンピュータ化システムとして同じか同一でないシステムを利用することを特徴とする会話型メッセージを対象とするデジタルシグネーチャの生成方法。

30

【請求項 3】

上記会話型メッセージを署名エンティティによって署名し、そしてさらにこの署名エンティティを認証するステップをもつ請求項 2 の方法。

【請求項 4】

上記認証ステップで、上記署名エンティティの私的クレデンシャルを検証する請求項 3 の方法。

【請求項 5】

さらに、上記署名エンティティから物理的に離間しているサーバから上記シグネーチャキーを生成するステップをもつ請求項 3 の方法。

40

【請求項 6】

さらに、上記シグネーチャキーを発生するステップをもつ請求項 3 の方法。

【請求項 7】

上記シグネーチャキーが、PKI 環境で発行された X.509 サーティフィケートから得られたものでない請求項 2 の方法。

【請求項 8】

少なくとも、上記の暗号化ステップをポルトで行う請求項 2 の方法。

【請求項 9】

上記ポルトで、上記ポルトから物理的に離間したサーバから上記シグネーチャキー

50

を取得する請求項 8 の方法。

【請求項 10】

会話型メッセージユニットを署名エンティティによって署名し、そして上記暗号化ステップを実行する前に、上記ボルトが上記署名エンティティを認証する請求項 8 の方法。

【請求項 11】

上記ボルトが上記署名エンティティから物理的に離間し、そしてネットワークを介して上記署名エンティティおよび上記ボルトが通信する請求項 8 の方法。

【請求項 12】

上記会話型メッセージが複数の会話型メッセージユニットを有し、そして上記計算ステップおよび上記暗号化ステップを上記複数の会話型メッセージユニットに基づいて一括的に行う請求項 2 の方法。

10

【請求項 13】

さらに、ダイアログにおける会話型メッセージ要素の中から上記複数の会話型メッセージユニットを選択する請求項 12 の方法。

【請求項 14】

さらに、トランスクリプトを記憶するステップをもち、このトランスクリプトが上記会話型メッセージ要素を有する請求項 13 の方法。

【請求項 15】

会話型メッセージを対象とするデジタルシグネーチャの検証方法において、第 1 のコンピュータ化システムで、検証キーに基づいて上記デジタルシグネーチャを復号して第 1 ハッシュ値を再生するステップ、第 2 のコンピュータ化システムで、上記会話型メッセージに基づいて第 2 ハッシュ値を計算するステップ、および

20

第 3 のコンピュータ化システムで、上記第 1 ハッシュ値と上記第 2 ハッシュ値とを比較して検証レスポンスを求めるステップからなり、

上記検証レスポンスが、上記第 1 ハッシュ値と上記第 2 ハッシュ値とが一致したときに、検証すべき会話型メッセージを示し、そして上記第 1 のコンピュータ化システム、上記第 2 のコンピュータ化システムおよび上記第 3 のコンピュータ化システムとしてすべて同じシステムを利用するか、一部のシステムとして同じシステムを利用するか、あるいはすべて同一でないシステムを利用することを特徴とするデジタルシグネーチャの検証方法。

30

【請求項 16】

上記会話型メッセージを検証エンティティによって検証し、そしてさらにこの検証エンティティを認証するステップをもつ請求項 15 の方法。

【請求項 17】

上記認証ステップが、上記検証エンティティのアサーションを有する請求項 16 の方法。

【請求項 18】

さらに、上記検証エンティティから物理的に離間しているサーバから上記アサーションを求めるステップをもつ請求項 17 の方法。

40

【請求項 19】

さらに、上記検証エンティティから物理的に離間しているサーバから上記ベリファイキーを取得するステップをもつ請求項 16 の方法。

【請求項 20】

上記検証キーが、PKI 環境で発行された X.509 サーティフィケートから得られたものでない請求項 15 の方法。

【請求項 21】

少なくとも、上記復号ステップをベリファイヤで行う請求項 15 の方法。

【請求項 22】

上記ベリファイヤが、このベリファイヤから物理的に離間しているサーバから上記ベリ

50

ファイヤキーを取得する請求項 2 1 の方法。

【請求項 2 3】

上記デジタルシグネーチャを検証エンティティによって検証し、そして
上記復号ステップを実行する前に、上記ペリファイヤがこの検証エンティティを認証する請求項 2 1 の方法。

【請求項 2 4】

上記ペリファイヤが上記検証エンティティから物理的に離間し、そしてネットワークを介して上記検証エンティティおよび上記ペリファイヤが通信する請求項 2 3 の方法。

【請求項 2 5】

さらに上記検証レスポンスを第 3 者に通信するステップをもつ請求項 1 5 の方法。

10

【請求項 2 6】

さらに上記第 1 ハッシュ値および上記第 2 ハッシュ値を第 3 者に通信するステップをもつ請求項 1 5 の方法。

【請求項 2 7】

上記会話型メッセージがダイアログにおいて少なくとも一つの会話型メッセージ要素を有し、そしてさらに、上記会話型メッセージ要素を有するトランスクリプトを記憶するステップをもつ請求項 1 5 の方法。

【請求項 2 8】

会話型メッセージを対象とするデジタルシグネーチャを生成するために、コンピュータ読み取り式記憶媒体で実行するコンピュータプログラムにおいて、

20

上記会話型メッセージに基づいてハッシュ値を計算するコードセグメント、およびシグネーチャキーに基づいてこのハッシュ値を暗号化するコードセグメントをもち、上記計算セグメントおよび上記暗号化セグメントの両者が同じコンピュータ化システムを走るか、あるいは走らないことを特徴とするコンピュータプログラム。

【請求項 2 9】

上記会話型メッセージを署名エンティティによって署名し、そしてさらにこの署名エンティティを認証するコードセグメントをもつ請求項 2 8 のコンピュータプログラム。

【請求項 3 0】

上記認証コードセグメントも、上記署名エンティティの私的クレデンシャルを検証する請求項 2 9 のコンピュータプログラム。

30

【請求項 3 1】

さらに、上記署名エンティティから物理的に離間したサーバから上記シグネーチャキーを取得するコードセグメントをもつ請求項 2 9 のコンピュータプログラム。

【請求項 3 2】

さらに、上記シグネーチャキーを発生するコードセグメントをもつ請求項 2 8 のコンピュータプログラム。

【請求項 3 3】

さらに、ボルトを与えるコードセグメントをもち、少なくとも暗号化する上記コードセグメントがこのボルトで暗号化を行う請求項 2 8 のコンピュータプログラム。

【請求項 3 4】

40

上記ボルトが、このボルトから物理的に離間したサーバから上記シグネーチャキーを取得する請求項 3 3 のコンピュータプログラム。

【請求項 3 5】

上記会話型メッセージユニットを署名エンティティによって署名し、そして上記暗号化コードセグメントが暗号化を行う前に、上記ボルトが上記署名エンティティを認証する請求項 3 3 のコンピュータプログラム。

【請求項 3 6】

上記ボルトが上記署名エンティティから物理的に離間し、そして上記署名エンティティおよび上記ボルトがネットワークを介して通信する請求項 3 4 のコンピュータプログラム。

50

【請求項 37】

さらに、複数の会話型メッセージユニットを有するように上記会話型メッセージを定義するコードセグメントをもち、

上記計算コードセグメントおよび上記暗号化コードセグメントがこれら複数の会話型メッセージユニット上で一括動作する請求項 28 のコンピュータプログラム。

【請求項 38】

上記の会話型メッセージを定義するコードセグメントが、ダイアログにおいて会話型メッセージ要素の中から上記複数の会話型メッセージユニットを選択する請求項 37 のコンピュータプログラム。

【請求項 39】

さらに、トランスクリプトを記憶するコードセグメントをもち、このトランスクリプトが上記会話型メッセージ要素を有する請求項 38 のコンピュータプログラム。

【請求項 40】

会話型メッセージを対象とするデジタルシグネーチャを検証するコンピュータプログラムにおいて、

ベリファイキーに基づいて上記デジタルシグネーチャを復号して第 1 ハッシュ値を再生するコードセグメント、

上記会話型メッセージに基づいて第 2 ハッシュ値を計算するコードセグメント、および上記第 1 ハッシュ値と上記第 2 ハッシュ値とを比較して検証レスポンスを求めるコードセグメントからなり、

上記検証レスポンスが、上記第 1 ハッシュ値と上記第 2 ハッシュ値とが一致したときに、検証すべき会話型メッセージを示し、そして上記復号コードセグメント、上記計算セグメントおよび上記比較コードセグメントのすべて、あるいは一部が同じコンピュータ化システムを走るか、あるいはいずれもが走らないことを特徴とするコンピュータプログラム。

【請求項 41】

上記会話型メッセージを検証エンティティによって検証し、そしてさらにこの検証エンティティを認証するコードセグメントをもつ請求項 40 のコンピュータプログラム。

【請求項 42】

上記認証コードセグメントが上記検証エンティティのアサーションを検証する請求項 41 のコンピュータプログラム。

【請求項 43】

上記検証エンティティから物理的に離間しているサーバから上記アサーションを求めるコードセグメントをもつ請求項 42 のコンピュータプログラム。

【請求項 44】

上記検証エンティティから物理的に離間しているサーバから上記ベリファイキーを取得するコードセグメントをもつ請求項 41 のコンピュータプログラム。

【請求項 45】

さらにベリファイヤを与えるコードセグメントをもち、このベリファイヤで少なくとも上記復号コードセグメントが復号を行う請求項 40 のコンピュータプログラム。

【請求項 46】

上記ベリファイヤが、このベリファイヤから物理的に離間しているサーバから上記ベリファイキーを取得する請求項 45 のコンピュータプログラム。

【請求項 47】

上記デジタルシグネーチャを検証エンティティによって検証し、そして

上記復号コードセグメントを実行する前に、上記ベリファイヤがこの検証エンティティを認証する請求項 45 のコンピュータプログラム。

【請求項 48】

上記ベリファイヤが上記検証エンティティから物理的に離間し、そしてネットワーク

10

20

30

40

50

を介して上記検証エンティティおよび上記ペリファイヤが通信する請求項 47 のコンピュータプログラム。

【請求項 49】

さらに上記検証レスポンスを第 3 者に通信するコードセグメントをもつ請求項 40 のコンピュータプログラム。

【請求項 50】

さらに上記第 1 ハッシュ値および上記第 2 ハッシュ値を第 3 者に通信するコードセグメントをもつ請求項 40 のコンピュータプログラム。

【請求項 51】

上記会話型メッセージがダイアログにおいて少なくとも一つの会話型メッセージ要素を有し、そしてさらに上記会話型メッセージ要素を有するトランスクリプトを記憶するコードセグメントをもつ請求項 40 のコンピュータプログラム。

10

【請求項 52】

会話型メッセージを対象とするデジタルシグネーチャの生成装置において、この会話型メッセージに基づいてハッシュ値を計算できるロジックをもつ第 1 のコンピュータ化システム、および

シグネーチャキーに基づいてこのハッシュ値を暗号化することによって上記デジタルシグネーチャを生成できるロジックをもつ第 2 のコンピュータ化システムからなり、

上記第 1 のコンピュータ化システムおよび上記第 2 のコンピュータ化システムの両者と同じシステムとして構成するか、同一でないシステムとして構成したことを特徴とする生成装置。

20

【請求項 53】

上記会話型メッセージを署名エンティティによって署名し、そしてさらに上記第 2 のコンピュータ化システムがネットワークを介してサーバで上記署名エンティティを認証できるロジックを有する請求項 52 の生成装置。

【請求項 54】

上記の認証ロジックも上記署名エンティティの私的クレデンシャルを検証する請求項 52 の生成装置。

【請求項 55】

上記第 2 のコンピュータ化システムが、さらにネットワークを介してサーバから上記シグネーチャキーを取得できるロジックをもつ請求項 52 の生成装置。

30

【請求項 56】

上記第 2 のコンピュータ化システムが、さらに上記シグネーチャキーを生成できるロジックをもつ請求項 52 の生成装置。

【請求項 57】

上記第 2 のコンピュータ化システムがポルトで上記ハッシュ値を暗号化する請求項 52 の生成装置。

【請求項 58】

上記ポルトが、このポルトから物理的に離間しているサーバから上記シグネーチャキーを取得する請求項 52 の生成装置。

40

【請求項 59】

上記会話型メッセージユニットを署名エンティティによって署名し、そして上記第 2 のコンピュータ化システムが、さらにネットワークを介してサーバで上記ポルトの上記署名エンティティを認証できるロジックをもつ請求項 58 の生成装置。

【請求項 60】

上記第 2 のコンピュータ化システムが、さらにネットワークを介してサーバーから上記ポルトの上記署名キーを取得できるロジックをもつ請求項 57 の生成装置。

【請求項 61】

上記第 1 のコンピュータ化システムが、さらに複数の会話型メッセージユニットを含む

50

ように上記会話型メッセージを構成できるロジックをもつ請求項 5 2 の生成装置。

【請求項 6 2】

上記第 1 のコンピュータ化システムが、さらにダイアログの会話型メッセージ要素の中から上記複数の会話型メッセージユニットを選択できるロジックを有する請求項 6 1 生成装置。

【請求項 6 3】

上記第 1 のコンピュータ化システムが、さらに上記会話型メッセージ要素を有するトランスクリプトを記憶できるロジックを有する請求項 6 2 の生成装置。

【請求項 6 4】

会話型メッセージを対象とするデジタルシグネーチャの検証装置において、
ペリファイキーに基づいてこのデジタルシグネーチャを復号して第 1 ハッシュ値を再生できるロジックをもつ第 1 のコンピュータ化システム、
上記会話型メッセージに基づいて第 2 ハッシュ値を計算できるロジックをもつ第 2 のコンピュータ化システム、および
上記第 1 ハッシュ値と上記第 2 ハッシュ値とを比較して検証レスポンスを求めることができるロジックをもつ第 3 のコンピュータ化システムからなり、
上記検証レスポンスが、上記第 1 ハッシュ値と上記第 2 ハッシュ値とが一致したときに、検証すべき会話型メッセージを示し、そして上記第 1 のコンピュータ化システム、上記第 2 のコンピュータ化システムおよび上記第 3 のコンピュータ化システムのすべてあるいは一部を同じシステムとするか、あるいはすべてを同じシステムとしないことを特徴とする検証装置。 10 20

【請求項 6 5】

上記第 1 のコンピュータ化システムが、さらにネットワークを介してサーバで上記検証エンティティを認証できるロジックを有する請求項 6 4 の検証装置。

【請求項 6 6】

上記第 1 のコンピュータ化システムが、さらにネットワークを介してサーバから上記ペリファイキーを取得できるロジックを有する請求項 6 4 の検証装置。

【請求項 6 7】

上記第 1 のコンピュータ化システムがペリファイヤにおいて上記デジタルシグネーチャを復号する請求項 6 4 の検証装置。 30

【請求項 6 8】

上記第 1 のコンピュータ化システムが、さらにネットワークを介してサーバから上記ペリファイヤの上記ペリファイキーを取得する請求項 6 7 の検証装置。

【請求項 6 9】

上記デジタルシグネーチャを検証エンティティによって検証し、そして上記第 1 のコンピュータ化システムが、さらにネットワークを介してサーバで上記ペリファイヤの上記検証エンティティを認証できるロジックを有する請求項 6 7 の検証装置。

【請求項 7 0】

上記第 3 のコンピュータ化システムが、さらにネットワークを介して上記検証レスポンスを第 3 者に通信できるロジックを有する請求項 6 4 の検証装置。 40

【請求項 7 1】

上記会話型メッセージがダイアログに少なくとも一つの会話型メッセージ要素を有し、そして上記第 1 のコンピュータ化システム、上記第 2 のコンピュータ化システムおよび上記第 3 のコンピュータ化システムの一つが、さらに上記会話型メッセージ要素を有するトランスクリプトを記憶できるロジックを有する請求項 6 4 の検証装置。

【請求項 7 2】

上記第 3 のコンピュータ化システムが上記第 1 のコンピュータ化システムでもなくまた上記第 2 のコンピュータ化システムでもなく、

上記第 1 のコンピュータ化システムが、さらにネットワークを介して上記第 1 ハッシュ値を上記第 3 のコンピュータ化システムに通信できるロジックを有し、そして 50

上記第2のコンピュータ化システムが、さらに上記ネットワークを介して上記第2ハッシュ値を上記第3のコンピュータ化システムに通信できるロジックを有する請求項64の検証装置。

【請求項73】

会話型メッセージを対象とするデジタルシグネーチャの生成装置において、この会話型メッセージに基づいてハッシュ値を計算する手段、およびシグネーチャキーに基づいて上記ハッシュ値を暗号化することによってデジタルシグネーチャを生成する手段からなり、上記計算手段および上記暗号化手段の両者を同じコンピュータ化システムとするか、あるいはいずれも同じコンピュータ化システムとしないことを特徴とする生成装置。

10

【請求項74】

会話型メッセージを対象とするデジタルシグネーチャの検証装置において、ペリファイキーに基づいてこのデジタルシグネーチャを復号して第1ハッシュ値を再生する手段、上記会話型メッセージに基づいて第2ハッシュ値を計算する手段、および上記第1ハッシュ値と上記第2ハッシュ値とを比較して検証レスポンスを求める手段からなり、上記検証レスポンスが、上記第1ハッシュ値と上記第2ハッシュ値とが一致したときに、検証すべき会話型メッセージを示し、そして上記復号手段、上記計算手段および上記比較手段のすべてかあるいは一部を同じコンピュータ化システムとするか、あるいはいずれも同じコンピュータ化システムとしないことを特徴とする検証装置。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、全体としては、コンピュータネットワーク通信のセキュリティ確保、具体的には、チャットおよびインスタント・メッセージング（IM）システムのセキュリティを効率よく確保することに関する。なお、本発明の主な目的の一つは、インターネットを含む、ローカルエリアネットワークおよびワイドエリアネットワークの両者におけるエンタープライズインスタントメッセージングにある。

【背景技術】

30

【0002】

チャットシステムでは、ユーザーグループ間でオンライン会話をリアルタイムで実施できる。このようなシステムの初期の二つのシステムはUNIXトークおよびインターネットリレーチャット（IRC）である。IRCは、すでにかかなりの割合で持続的に普及し、ここでの有用な実例である。簡単に説明すると、IRCは、IRCサーバの個別的な各種のネットワークまたはネットからなる。ユーザーがクライアントプログラムを実行して、IRCサーバに接続し、このIRCサーバが次にユーザーのメッセージを同じネット上において、従ってユーザー間において他のIRCサーバに、あるいはこのサーバからリレーする。IRCサーバにいったん接続すると、通常、ユーザーは、チャット“ルーム”に参加、あるいは一つかそれ以上の“チャンネル”に加わり、他のユーザーと会話できる。例えば、これらルームまたはチャンネルは、異なるトピックに割り当てられるため、チャットの会話は、オープンの場合には、“その時点の”すべてのユーザーがメッセージを閲覧でき、かつ会話に参加することができ、またプライベートな場合には、特定のユーザー間でのみメッセージを交換でき、かつ会話に参加できる。

40

【0003】

チャットシステムの普及につれて、多数の改良が行われ、特にIMシステム（instant messaging systems）として知られている新しいクラスのシステムが出現している。IMシステムの場合、ユーザーが、他の特定のユーザーがネットワークにいつログオンしたかを知ることができ、また私的メッセージを送信することができる。一般に会話は公開ルームまたはチャンネルで始まり、それから“プライベートに設定

50

”できるチャットシステムとは異なり、IMの場合は、一般に、プライベートとして始まり、そのままプライベートを維持する。また、会話に参加している人が誰であるかを確認するためにごく限られた手段しかもたない大半のチャットシステムとは違って、IMシステムのユーザーは中央データベースに登録され、このデータベースでアイデンティティを確認できる。

【0004】

チャットシステムやIMシステムの場合、ダイアログメタファーや会話メタファーを利用しているが、動作はメッセージの交換に基づく。その他にも多くのメッセージングももちろん存在するが、最もよく利用されているのはe-メールである。ところが、このような他のシステムは、リアルタイムで他のユーザーと会話できる能力はない。ここで、他のメッセージングシステムとの混乱、およびこれらから区別するために、一般的に、チャット、IM、および今後出現する可能性のある応用型を指す用語“会話型メッセージングシステム”を採用する。

10

【0005】

具体的に対象とするのは、現在“エンタープライズ・インスタント・メッセージング”(EIM)と呼ばれている応用型である。従来の会話型メッセージングシステムとは異なり、EIMシステムを利用する多くの企業は、送受信するメッセージの機密が保持されていることが望ましく、あるいは決定的に重要であると考えている。

【0006】

本明細書の文脈に関する限り、機密保持会話には、6つの重要な属性がある。第1は、参加者すべてを認証することが好ましいという属性である。第2は、参加者すべてが会話への参加許可を得ることが好ましいという属性である。第3は、トランジット時および記憶時の両者において、会話におけるすべてのメッセージの秘密を保護することが好ましいという属性である。第4は、トランジット時および記憶時の両者において、会話におけるすべてのメッセージの完全性を保護することが好ましいという属性である。第5は、会話におけるメッセージを任意の数の参加者によってデジタル署名できることが好ましく、またこれらデジタル署名(シグネーチャ)を任意の時点でベリファイすることが好ましいという属性である。第6は、セキュリティ属性をそのまま保持した(即ち機密保持状態およびデジタル署名状態)状態で会話のトランスクリプトを記録できることが好ましいという属性である。特にこのリストの属性5および属性6については、実施しがたいことがわかっている。

20

30

【0007】

会話の一部をオリジネータおよびターゲットの両者が署名できるデジタルシグネーチャ(以下単にシグネーチャという)生成/ベリファイシステムが必要である。これは、拒否できないメッセージを送信するオリジネータおよびその正確なメッセージの受信を確認するレシピエントのビジネスセマンティクスを実行するものである。

【0008】

また、このようなシステムの場合、ある署名者が会話の任意の部分を署名確認できることが好ましく、会話の異なる部分を異なる署名者(各個別の署名者、多重署名者のいずれの場合もある)が署名できることが好ましい。通常の会話過程では、すべての交換について、非拒否特性をもつ必要はないが、ある種の行為に結果するメッセージ、例えばある量の株を購入せよというメッセージの場合には、オリジネータが署名できるようにし、また後でベリファイできるようにする必要がある。

40

【0009】

さらに、上記属性5に対処するさいには、望ましいシステムの場合、シグネーチャキーの期限切れの後に、シグネーチャをベリファイできるようにしておく必要がある。これは、シグネーチャキーを発行したシステムがなくなったかなり後に、会話の妥当性をベリファイする必要が生じた場合に特に有効である。

【0010】

また、望ましいシステムの場合、メッセージシグネーチャをトランスクリプトとして記

50

録できなければならない。即ち、会話メッセージを記録する通常の過程で、会話の署名部分を区切り、この特定の部分にシグネーチャを付ける必要がある。このようにすれば、トランスクリプトは、署名が明瞭なメッセージの拒否できない特徴を始めとする最初の会話の特徴をすべてもつことになる。これは、上記の属性6に対応する。

【0011】

シグネーチャ生成/ベリファイシステムの場合、その基礎となるデジタルシグネーチャ技術とは独立していることが好ましい。唯一の必要条件は、署名する当事者がシグネーチャキーをもち、かつベリファイする当事者が対応するベリファイキーをもつことである。すなわち、公開鍵基盤(PKI)サーティフィケートにおいて、シグネーチャ/ベリファイキーは、同一でもよく、あるいは異なってもよく、また短命でもよく、あるいは長命でもよい。

10

【0012】

広く利用されている従来のセキュリティシステムの大半は、その基礎はPKIであるが、問題も多くある。例えば、PKIを使用したシグネーチャ生成/ベリファイシステムの場合、署名する参加者のすべてが、デジタル署名を生成するために好適なキーをもつ長命のデジタルサーティフィケートをもつ必要がある。また、各署名者のサーティフィケートがすべてのベリファイヤにとって利用できるものでなければならない。さらに、サーティフィケートを発行したサーティフィケート当局がその機能を止めた後長い期間を経過したベリファイ時点ですべてのベリファイヤにとって署名者のサーティフィケートの取り消し状態が利用できなければならない。

20

【0013】

従って、シグネーチャ生成/ベリファイを行うためにPKIサーティフィケートを利用できるが、これを必要としないシステムが望まれている。即ち、一般的には、サーティフィケートにおけるPKIベリファイキー、署名者およびベリファイヤに知られている対称キー、エフェメラルアセッションにおける、対応する私的キーが署名者に知られている短命公開キーを始めとする任意のタイプのキーが使用できなければならない。

【0014】

PKIシステムと異なり、望ましいシグネーチャ生成/ベリファイシステムの場合には、シグネーチャの生成時に署名者のキーの妥当性状態を記録できるものでもなければならない。このためには、上記キー、このキーをもつ任意のサーティフィケートまたはアセッション、トラスト・ルートにつながるすべてのサーティフィケートまたはアセッション、およびサーティフィケートそれぞれの取り消し状態(一般的に、アセッションは短命で、取り消し不可能である)を記録する必要がある。

30

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0015】

従って、本発明の一つの目的は、会話型メッセージを対象とするデジタルシグネーチャ/ベリファイシステム(digital signature and verification system)を提供することである。

【課題を解決するための手段】

40

【0016】

本発明の一つの好適な実施態様は、会話型メッセージの通信システムである。このシステムは、会話型メッセージに基づいて第1ハッシュ値を計算する。次にシグネーチャキーに基づいてこの第1ハッシュ値を暗号化してデジタルシグネーチャを生成する。ネットワークを介してこのデジタルシグネーチャと会話型メッセージを通信する。次に、ベリファイキー(verification key)に基づいてデジタルキーを復号して第1ハッシュ値を再生する。会話型メッセージに基づいて第2ハッシュ値を計算する。第1ハッシュ値と第2ハッシュ値とを比較して検証レスポンスを求める。第1ハッシュ値と第2ハッシュ値が一致したときに、この検証レスポンスは、会話型メッセージが検証されたことを示す。

50

【0017】

次に、本発明の別な好ましい実施態様は、会話型メッセージを対象とするデジタルシグネーチャの生成システムである。このシステムは、会話型メッセージに基づいてハッシュ値を計算する。次に、シグネーチャキーに基づいてこのハッシュ値を暗号化してデジタルシグネーチャを生成する。

【0018】

本発明のさらに別な好ましい実施態様は、会話型メッセージを対象とするデジタルシグネーチャの検証システムである。このシステムの場合は、ペリファイキーに基づいてデジタルシグネーチャを復号して第1ハッシュ値を再生する。次に、会話型メッセージに基づいて第2ハッシュ値を計算してから、第1ハッシュ値と第2ハッシュ値とを比較して検証レスポンスを求める。この場合、第1ハッシュ値と第2ハッシュ値が一致したときに、この検証レスポンスは、会話型メッセージが検証されたこと示す。

10

【発明の効果】

【0019】

本発明の第1の作用効果によれば、会話の一部をオリジネータとターゲットの両者によって署名でき、オリジネータが拒否できないメッセージを送り、その正確なメッセージの受信に関してレシピエントが拒否できない確認を返信するビジネスセマンティクスを実行できる。

【0020】

また、本発明の第2の作用効果によれば、署名者が会話の任意の部分に署名でき、かつ会話の任意の他の異なる部分に異なる署名者（単独の署名者、複数の署名者）が署名できる。

20

【0021】

本発明の第3の作用効果によれば、機密保持会話の重要な6つの属性のうち任意の属性またはすべての属性を満足できる。即ち、すべての参加者が会話に参加できるように認証することができる；トランジット時および記憶時の両者において、すべてのメッセージの秘密性および完全性を保護することができる；メッセージは、参加者のうち任意の人数によってデジタル署名することができ、これらシグネーチャは任意の時点でペリファイすることができる；そしてセキュリティ属性をそのまま保持した状態で会話のトランスクリプトを記録することができる。

30

【0022】

本発明の第4の作用効果によれば、上記属性と調和した状態で、いくつかの実施態様は、シグネーチャキーの期限が切れ、既に存在しなくなってからかなり経過した後でも、シグネーチャをペリファイできるものである。

【0023】

本発明の第5の作用効果によれば、上記属性と調和した状態で、いくつかの実施態様は、メッセージシグネーチャをトランスクリプトに載せることができ、かつ署名された会話の部分と区切るとともにシグネーチャをこれら特定部分に付けることができるものである。

【0024】

本発明の第6の作用効果によれば、本発明はその基礎となるデジタルシグネーチャ技術とは独立して実施でき、唯一の要件は、署名する当事者がシグネーチャキーをもち、かつペリファイする当事者が対応するペリファイキーをもつことである。これらキーが異なるかあるいは同一のキーであるか、短命かあるいは長命かには制限がなく、また公開鍵基盤（PKI）に使用するかにも制限はない。

40

【0025】

本発明の第7の作用効果によれば、以上と調和した状態で、本発明はPKIに依存せず、従って署名する参加者が、潜在的かつ最終的なペリファイヤについて取り消し可能な状態で利用できる長命デジタルサーティフィケートを用意する必要はない。

【0026】

50

本発明の第 8 の作用効果によれば、シグネーチャ生成時に署名者のキーがどのような妥当性状態にあるかを求めることも可能である。

以上の、およびこれら以外の本発明の目的、作用効果については、当業者ならば本明細書で説明し、かつ添付図面に示した現在までに知られている本発明の最良の実施態様および好適な実施態様の産業上の利用可能性に関する記載から理解できるはずである。

【発明を実施するための最良の形態】

【0027】

本発明の好適な実施態様は、会話型メッセージングを対象としたデジタルシグネーチャ/検証(DSV)システムである。添付の図面においては、特に図1、図2および図6では、本発明の好適な実施態様は参照符号10で示す。

10

【0028】

なお、以下のDSVシステム10に関する説明では、本発明は会話型メッセージングを対象とする。すなわち、チャット、インスタント・メッセージング(IM)およびエンタープライズ・インスタント・メッセージング(EIM)である。他のメッセージングスキーム、例えば、シグネーチャおよびペリファイを目的としてダイアログ全体、ダイアログの一方の側あるいはクリティカルな部分を一括処理できないe-メールとは異なり、DSVシステム10は、ダイナミックで自由度の高いことが必要な会話型メッセージング、特に現状では十分なセキュリティ機構がないことが採用への重大な障害になっているEIMに好適である。

【0029】

図1は、本発明のシグネーチャシステム12を示す概略ブロック線図である。このシグネーチャシステム12は、署名エンティティ14およびポルト16の2つの主構成要素からなる。署名エンティティ14が署名すべきメッセージ18および私的クレデンシャル20を送り出す。ポルト16はこれらを受け取り、これがもつシグネーチャキー22を使用して、署名エンティティ14に戻されるメッセージ18のシグネーチャ24を生成する。

20

【0030】

図2は、本発明のペリファイシステム32を示す概略ブロック線図である。ペリファイシステム32もまた検証エンティティ34およびペリファイヤ36の2つの主構成要素からなる。この検証エンティティ34はメッセージ18、シグネーチャ24、ペリファイキー38およびアサーション40を送り出す。ペリファイヤ36はこれらを受け取り、これらを使用して、検証エンティティ34に戻されるメッセージ18の検証レスポンス42を生成する。

30

【0031】

シグネーチャシステム12およびペリファイシステム32が一体的になって、シグネーチャ24を生成し、ペリファイするための既存の通常の式を使用することができるDSVシステム10の好適な実施態様を構成する。このDSVシステム10では、2つの(同じものでもよいが、代表例では異なる)暗号化キー、シグネーチャキー22およびペリファイキー38を使用する。(例えばデジタルシグネーチャ・アルゴリズムを使用する場合)これらは通常異なり、かつ非対称的であるが、(例えばハッシュド・メッセージ認証コードを使用する場合には)同一かつ対称的であってもよい。

40

【0032】

概念的には、シグネーチャ24を生成する構成成分はポルト16である。本発明の現状の好適な実施態様では、ポルト16がシグネーチャキー22を記憶するが、これを出力することはない。ポルト16のデザインまたは構成にもよるが、シグネーチャキー22については、永久的に記憶してもよく、あるいはエフェメラルに記憶してもよい。実際には、このポルト16は、図1に示すように、複数のシグネーチャキー22を記憶することができ、また複数の暗号プロトコルを利用することができる。

【0033】

ポルト16がシグネーチャ24を生成するためには、署名エンティティ14がこれに

50

署名すべきメッセージ 18 を与える。より詳しく説明するように、現在では、このメッセージ 18 には、会話型メッセージングセッションにおけるダイアログのすべて、あるいは所定部分、あるいは単に一部からなる多数のメッセージユニットを含むことができる。また、署名エンティティ 14 の場合には、ポート 16 に私的クレデンシャル 20 を与えることができる。これらは、何を知っているかに、何をもっているかに、あるいは何であるかに基づけばよい。例えば、パスワードは何を知っているかの一つの例であり、ハードウェアセキュリティモジュールは何をもっているかの一つの例であり、生体測定は何であるかの一つの例である。私的クレデンシャル 20 はオプションとすることができるが、DSV システム 10 の多くは、これを必要とし、利用するものである。理由は、セキュリティが増し、信頼性が増すからである。同一のコンピュータシステムを使用する一つかそれ以上の署名エンティティ 14 についてポート 16 が複数のシグネチャキー 22 を記憶する場合には、署名エンティティ 14 がどのシグネチャキー 22 を使用するかを指定することもできる。あるいは、ポート 16 は私的クレデンシャル 20 を単に使用して、適正なシグネチャキー 22 を“開き”かつ選択することもできる。この場合には、適正なアルゴリズムに従ってメッセージ 18 のシグネチャ 24 を生成する。

【0034】

具体的に図 2 について説明すると、主構成要素は検証エンティティ 34 およびベリファイヤ 36 である。検証エンティティ 34 は、メッセージ 18 の妥当性を求める当事者である。多くの場合、検証エンティティ 34 は、署名エンティティ 14、即ち直接的なレシピエントである署名エンティティ 14 からのメッセージ 18 を直接受け取るものであるが、これは必要条件ではなく、レシピエントがメッセージ 18 を検証エンティティ 34 に送り、ベリファイすることもできる。

【0035】

ベリファイシステム 32 のシグネチャシステム 12 のカウンターパートであると同様に、ベリファイヤ 36 はポート 16 のカウンターパートである。検証エンティティ 34 がベリファイヤ 36 にメッセージ 18、シグネチャ 24、ベリファイキー 38 およびアサーション 40 を与える。シグネチャキー 22 を記憶するポート 16 とは異なり、図 2 に示す実施態様の検証キー 38 は、検証エンティティ 34 によってベリファイヤ 36 に送られる。このため、例えば、検証エンティティ 34 がメッセージの最初のレシピエント以外の当事者になることができる。検証キー 38 については、検証エンティティ 34 によって特定されたベリファイ時に有効でなければならない（例えば、期限切れになってはならず、あるいは取り消されたり、没収されたり、あるいは禁止されたりしてはならない）。アサーション 40 が、検証エンティティ 34 によってベリファイヤ 36 に与えられたオプションのタイム・スタンプ 44 とともに、これを許す。また、アサーション 40 により、ベリファイヤ 36 がベリファイキー 38 および検証エンティティ 34 の権利を確認し、これを利用して検証を行うだけでなく、署名エンティティ 14 の権利を確認し、これを利用して検証を行うことができる。このように、アサーション 40 は、公開クレデンシャルと類似したものであり、ベリファイキーが署名キーに対応し、署名者の所有になるものである“証拠”になる。また、アサーション 40 は、本発明の DSV システム 10 のより簡単で、よりセキュリティが低い実施態様では、オプションとすることができる。

【0036】

上記でついでに触れたタイム・スタンプ 44 について説明する。これは検証エンティティ 34 によってベリファイヤ 36 に与えられ、ベリファイヤ 36 が次にこれを使用して、タイム・スタンプ 44 における特定の時期においてシグネチャキー 22 が有効であるかどうかについて答える。従って、検証エンティティ 34 が、“このシグネチャキー 24 はそのような時期に有効であったか？”という質問にダイナミックに答えることができる。これは、特に、従来技術の深刻な問題、キーの期限切れ時に一時的な検証が不可能になる問題を解決するものである。タイム・スタンプ 44 それ自体はメッセージ 18 からくるが、これは必要ない。例えばある時点 T で書類が署名されたという申し立てがあった場合には、検証エンティティ 34 がベリファイヤ 36 に“このシグネチャは時点 T において

有効であったのか？”という質問を発することになる。ここでの利点は、検証エンティティ 34 が、信頼されているタイム・スタンプサービスの存在に依存しないことである。

【0037】

次に、全体的なシグネーチャ/ベリファイプロセスの輪郭について説明する。使用する記号は次の通りである。

- M = 署名ベリファイすべきメッセージ
- S = メッセージのシグネーチャ
- H = 一方向性ハッシュ関数；ここでは H1 および H2 を使用する（例えばセキユア・ハッシュアルゴリズム、 $a.k.a. SHA-1$ ）
- K1 = シグネーチャキー
- K2 = ベリファイキー
- E = 暗号関数
- D = 復号関数

10

【0038】

図 3 は、シグネーチャシステム 12 がシグネーチャ 24 を生成し、このシグネーチャ 24 をベリファイシステム 32 がベリファイするプロセス 50 を示すフローチャートである。このプロセス 50 は、署名エンティティ 24 を署名すべきメッセージ 18 で構成するか、あるいは署名エンティティ 24 が署名すべきメッセージ 18 を与えるステップ 52 で開始する。ステップ 54 で、メッセージ 18 の第 1 の一方向性ハッシュ H1 (M) を生成する。ステップ 56 で、第 1 の一方向性ハッシュをシグネーチャキー 22 で暗号化し、シグネーチャ 24、E (H1 (M)) K1 あるいは単に S を生成する。

20

【0039】

ステップ 52 ~ 56 については、シグネーチャシステム 12 によって、あるいはその制御下で行う。ステップ 58 で、メッセージ 18 およびそのシグネーチャ 24 をベリファイシステム 32 に通信し、そこで以下の後続ステップを行う。

【0040】

ステップ 60 では、ステップ 54 で使用したのと同じ結果を与えるハッシュアルゴリズムを使用して、受信メッセージ 18 に基づいて第 2 の一方向性ハッシュを生成する。ここでのメッセージ 18 は、署名されたメッセージ 18 の正確なコピーである。ステップ 62 で、受信シグネーチャ 24 を式 $D(S)K2$ または $D(E(H1(M))K1)K2$ に従ってベリファイキー 38 によって復号し、第 1 の一方向性ハッシュを再生する必要がある。

30

【0041】

ステップ 64 では、第 1 の一方向性ハッシュおよび第 2 の一方向性ハッシュを比較する。もし同じならば、シグネーチャ 24 はベリファイされたと考える。あるいは、ハッシュが同一でない場合には、シグネーチャ 24 はベリファイされない。ステップ 66 で、プロセス 50 は終了する。なお、必要ならば、ステップ 68 で、失敗したベリファイの結果に基づいて適正な処置を行う。

【0042】

一般的に、次の 5 つの条件になると、結果的に、シグネーチャ 24 がベリファイされないことになる。第 1 の条件では、受信メッセージ 18 を変更できない。第 2 の条件では、受信シグネーチャ 24 を変更できない。第 3 の条件では、ベリファイキー 38 が間違ったキーになる。即ち、シグネーチャキー 22 と使用するには不適当なキーになる。第 4 の条件では、ステップ 54 および 60 で使用した一方向性ハッシュアルゴリズムが合わなくなる。即ち、同じメッセージに使用したときに、結果が異なる。第 5 の条件では、使用した暗号および復号アルゴリズムが合わなくなる場合が生じる。

40

【0043】

これらのケースのうち第 1 と第 2 のケースは、プロセス 50 を検出することを意図したケースであり、一方第 3、第 4 および第 5 のケースは、単にユーザーエラーを原因とし、直ちに修復可能である。例えば、異なるハッシュまたは暗号アルゴリズムが許される実施

50

態様では、ステップ 5 8 でアルゴリズム識別子に通信できる。

【 0 0 4 4 】

ここで再度図 1 ~ 3 について説明すると、プロセス 5 0 の場合は、シグネーチャシステム 1 2 の署名エンティティ 1 4 およびポルト 1 6、あるいはペリファイシステム 3 2 の検証エンティティ 3 4 およびペリファイヤ 3 6 のいずれにも密接な関係をもたない。シグネーチャシステム 1 2 およびペリファイシステム 3 2 の物理的構成要素において上記のようにプロセス 5 0 のステップを行うことは、本発明の好ましい実施態様であるが、本発明の概念はこの構成以上の構成を含むもので、他の実施態様についても等しく、あるいは場合によってはより好適に応用できるものである。

【 0 0 4 5 】

図 4 a ~ 図 4 g は、DSV システム 1 0 の構成要素の考えられる多数の配置を示すブロック線図であるが、本発明はこれらに制限を受けるものではない。図 4 b は、署名エンティティ 7 2 が検証エンティティ 7 4 にメッセージ 1 8 およびシグネーチャ 2 4 を与える基本的な実施態様を示す図である。ここでの署名エンティティ 7 2 は、図 1 のシグネーチャシステム 1 2 において検証エンティティ 1 4 およびポルト 1 6 が行ったタスクを実行し、そして検証エンティティ 7 4 は、図 2 のペリファイシステム 3 2 において検証エンティティ 3 4 およびペリファイヤ 3 6 が行ったタスクを実行する。なお、メッセージ 1 8 およびシグネーチャ 2 4 は一緒に、あるいは個別に与えることができ、図 4 a にこれら応用例の 2 つを示す。

【 0 0 4 6 】

図 4 b に、シグネーチャ 2 4 を与える一つの応用例を示す。ここで署名エンティティ 7 6 はメッセージ 1 8 をエージェント 7 8 に与える。このエージェント 7 8 はメッセージ 1 8 の第 1 の一方向性ハッシュ $H_1(M)$ を生成し、これをシグネーチャキー 2 2 で暗号化し、シグネーチャ 2 4、 $E(H_1(M))K_1$ または S を生成する。ここでの署名エンティティ 7 6 として署名エンティティ 1 4 と同様なものを使用し、そしてエージェント 7 8 として図 1 のポルト 1 6 と同様なものを使用するのが有効である。署名エンティティ 7 6 およびエージェント 7 8 は、一つのコンピュータに格納することができる。あるいは、別々なコンピュータに格納してもよい。すなわち、代表的にはファイアーウォールの後方にあるローカルエリアネットワークに設けることができる。あるいは、ワイドエリアネットワークによって分離間隔を広げてもよく、この場合には、他のセキュリティ保護を講じることができる。図 4 b に示すように、シグネーチャ 2 4 を署名エンティティ 7 6 に戻し、ここからメッセージ 1 8 およびシグネーチャ 2 4 を送り出す場合にも、エージェント 7 8 が署名エンティティ 7 6 の名においてこれらを送り出すことができる。図 4 a ~ 図 4 g に、主な応用例を示すが、本発明の原理を理解できなければ理解できないような副次的な応用例ではない。

【 0 0 4 7 】

図 4 c に、シグネーチャ 2 4 を与える別な応用例を示す。ここでは、署名エンティティ 8 0 がメッセージ 1 8 の第 1 の一方向性ハッシュ $H_1(M)$ を作り、これをエージェント 8 2 に送る。次に、エージェント 8 2 がシグネーチャキー 2 2 で第 1 の一方向性ハッシュを暗号化し、シグネーチャ 2 4 $E(H_1(M))K_1$ または S を生成する。ここで考える点は、第 1 の一方向性ハッシュが最初のメッセージ 1 8 よりかなり小さく、従って通信がより簡単な点、およびここではエージェント 8 2 には最初のメッセージ 1 8 が見えない点である。

【 0 0 4 8 】

図 4 d に、メッセージ 1 8 およびシグネーチャ 2 4 を検証する応用例を示す。ここでは、検証エンティティ 8 4 がメッセージ 1 8 およびシグネーチャ 2 4 を受信し、これら両者をエージェント 8 6 に送る。あるいは、検証エンティティ 8 4 がメッセージを受信し、これをエージェント 8 6 に送る一方で、エージェント 8 6 が別なルートからシグネーチャ 2 4 を受信する。次に、エージェント 8 6 がメッセージ 1 8 の第 2 の一方向性ハッシュ $H_2(M)$ を生成し、式 $D(S)K_2$ または $D(E(H_1(M))K_1)K_2$ に従ってシグネ

10

20

30

40

50

ーチャ24を復号し、第1の一方方向性ハッシュH2(M)を再生し、第1の一方方向性ハッシュと第2の一方方向性ハッシュとを比較し、検証エンティティ84に検証レスポンスを与える。このためには、エージェント86は検証キー38を必要とするが、これは検証エンティティ84によって与えることができる(あるいは、エージェント86が既に保持しているか別な手段で得ることができる。例えば、図4eを参照)。この応用例では、図1に示した、検証エンティティ34およびペリファイヤ37からなるペリファイシステム32と同じシステムを利用するのが有効である。

【0049】

図4eに、メッセージ18およびシグネーチャ24を検証する別な応用例を示す。ここでは、受信エンティティ88(潜在的には、メッセージおよびシグネーチャを受信し、これらを送り出す任意の当事者)がメッセージ18を受信し、このメッセージ18およびシグネーチャ24を、潜在的には図4dで使用した同じエージェント86であるエージェント86(ここでは実際の“検証”エンティティ)に送る。ここで、エージェント86はペリファイキー38をもっている(あるいは、受信エンティティ88がこれを与えてもよい。例えば、図4dを参照)が、図4dの場合と異なり、検証レスポンス42を第三者90に与えるのはエージェント86である。第三者90には、メッセージ18の内容は見えない。

10

【0050】

図4fに、メッセージ18およびシグネーチャ24を検証するさらに別な応用例を示す。ここでは、検証エンティティ92がメッセージ18およびシグネーチャ24を受信するが、シグネーチャ24のみエージェント94に送る(なお、これ以外にエージェント94がペリファイキー38にアクセスできない場合には、ペリファイキー38にも送る)。次に、エージェント94が、式D(S)K2またはD(E(H1(M))K1)K2に従ってシグネーチャ24を復号し、第1の一方方向性ハッシュH1(M)を再生し、この第1の一方方向性ハッシュを検証エンティティ92に送り戻す。この検証エンティティ92が第2のメッセージ18の一方方向性ハッシュH2(M)を生成し、これと第1の一方方向性ハッシュとを比較し、メッセージ18を検証するかどうかを確認する。エージェント94にはメッセージ18の内容が見えず、またここで通信されるシグネーチャ24および第2の一方方向性ハッシュは、例えば、小さく、従って管理が容易である。

20

【0051】

図4gに、図4fに示した応用例をいくぶん展開したさらに別な応用例を示す。ここでは、検証エンティティ96がメッセージ18およびシグネーチャ24を受信し、潜在的には図4fに示した同じエージェント94であるエージェント94にシグネーチャ24だけを送る。この検証エンティティ96もメッセージ18の第2の一方方向性ハッシュH2(M)を生成するが、ここではこのハッシュを第三者98に送る。エージェント94が、式D(S)K2またはD(E(H1(M))K1)K2に従ってシグネーチャ24を復号し、第1の一方方向性ハッシュH1(M)を再生するが、この例では、これを第三者98に送る。従って、第三者98は、別々に受信された第1の一方方向性ハッシュと第2の一方方向性ハッシュとを比較して、メッセージ18を検証するかどうかを確認できる。ここでは、エージェント94にも、また第三者98にもメッセージ18の内容が見えず、検証エンティティ96を超えて通信される構成要素が、例えば小さく、従って管理が容易である。

30

40

【0052】

図5は、メッセージユニットに署名しこれを検証するためにどのように本発明DSVシステム10を使用するかを示すためのセールスの事例において使用される会話型メッセージングダイアログ、即ちEIMダイアログを示す図である。既に説明したように、メッセージ18には、ダイアログのすべて、所定の部分または単なる一部からなる多数のメッセージユニットが含まれる。従って、シグネーチャ24用のメッセージ18は、図5ではダイアログ18a全体であればよい。あるいは、売買契約の細部を煮詰めた後の雑談を除く、部分的なダイアログ18bをメッセージ18として使用してもよい。あるいは、メッセージ18は、買い手側の文18cのみ、あるいは売り手側の文18dからなってもよく

50

、あるいは買い手側の文18cは第1の署名されたペリファイ可能なメッセージ18から構成できるとともに、売り手側の文18dは第2の署名されたペリファイ可能なメッセージ18から構成できる。さらに、メッセージ18を単文18eから構成することも可能である。当業者ならば、最後の場合を除いて、e-メールなどのメッセージングシステムの場合、上記のやり方では機密を有効に保持できないことを理解できるはずである。ここでのセールスの実例は、通常どのようにして最も効率的に通信を行うかの代表例である。即ち、対話型の“リアルタイム”会話の代表例である。このようなトランザクションなどにおいては、EIMは、長期にわたってメッセージを交換するe-メール、ボイスメール、郵便、テレグラフなどのシステムよりも好ましい。本発明のDSVシステム10の場合、必要に応じて、かつ当事者の好みに応じて、ダイナミックかつ自由度をもって、会話型メッセージング（例えば、チャット、IM、EIM）の機密を保持することができる。

【0053】

図6は、多数のオプションをもつ本発明DSVシステム10を示す概略ブロック線図である。ここでも同様に、署名エンティティ14および検証エンティティ34がメッセージ18を交換し、シグネチャ24での検証を受ける。メッセージ18、シグネチャ24およびその他のオプションである他の要素に関する通信は、ネットワーク100を介して行う。

【0054】

適宜、キーサーバ102を設けて、ネットワーク100を介してアクセスできるようにする。キーサーバ102は、シグネチャキー22およびペリファイキー38のいずれ一方、あるいは両方を与えるか、記憶保存することができる。キーサーバ102は、メッセージ18の秘密性および完全性を保護する機能をもつ。ポート16をもつDSVシステム10の多くの実施態様では、これはプライベートであり、また通常はシグネチャキー22を記憶保存するために好ましい。ペリファイキー38はキーサーバ102に記憶保存することができるが、より一般的には、公開クレデンシャル（例えば、アサーション、サーティフィケートなど）に記憶保存する。従って、キーサーバ102は、広くは利用されていないが、DSVシステム10における一つの考えられるオプションである。

【0055】

同様に適宜、認証サーバ104を設けて、ネットワーク100を介してアクセスできるようにしてもよい。認証サーバ104は、私的クレデンシャル20およびアサーション40のいずれか一方かあるいは両方を発行できるか、あるいは保障できる。これらオプション両者は、DSVシステム10を利用する団体にとって、特に既に説明したEIMとして望ましいものである。

【0056】

所望ならば、ネットワーク100を介して検証レスポンス42を第三者90に通信するか、あるいはネットワーク100を介してハッシュ値H1(M)およびH2(M)を第三者に通信して、そこでの検証レスポンス42を求めることができる。これらオプションを利用すると、EIMをさらに促進できる。

【0057】

ネットワーク100は、ローカルエリア形ネットワークか、あるいはインターネットなどのワイドエリア形ネットワークであればよい。署名エンティティ14、検証エンティティ34、キーサーバ102、認証サーバ104および第三者90、98はいずれもコンピュータ化システムか、あるいはこれらを含むものである。例えば、制限するものではないが、署名エンティティ14、検証エンティティ34および第三者90、98のすぐれた候補としてはパソコン(PC)および通信が可能な携帯情報端末(PAD)がある。高度なスマートカードでさえ、署名エンティティ14および検証エンティティ34のすべての、あるいは一つの構成要素として使用できる好適な“コンピュータ化システム”である。既存のシングルプロセッサシステムおよびマルチプロセッサシステムは、キーサーバ102および認証サーバ104のすぐれた候補である。

【0058】

10

20

30

40

50

本明細書全体を通して、暗黙の前提として検証エンティティを会話型メッセージ交換における文の意図するターゲットの一つとしているが、これは必ずしも必要ない。シグネーチャ検証サービスの場合、メッセージのシグネーチャを検証し、検証結果を要求する当事者（例えば、第3者90、98）に通信できるように展開できる。この能力は、メッセージのレシピエントが特定のシグネーチャを検証するリソースをもたない、あるいはもつことを望まない場合に特に有用である。これは、既に説明したエージェント86、94の役割に一致する。

【0059】

図7は、シグネーチャ検証サービス110をもってさらに展開できるように具体化した本発明のDSVシステム10を示す概略展開図である。このシグネーチャ検証サービス110は、トランザクションの期限切れ後長く経過したときに特に有用である。例えば、訴訟のさいに、妥当なシグネーチャがあると、トランザクションをその最初の署名者まで迎えるために役立つ。

【0060】

長命の検証は、概念的にはリアルタイムな認証とはやや異なるものである。この違いは、それぞれが外部データおよびサービスに依存する量である。リアルタイムな認証サービスは、他のデータまたはサービス（例えば、エルダップ(LDAP)ディレクトリまたはオンライン・サーティフィケート・ステータス・プロトコル(OCSP)サーバにおけるサーティフィケート・リソースリスト(CRL)に依存できるが、長命の認証サービスの場合には、できるだけ自給自足的であることが好ましい。すなわち、最初のメッセージや検証するシグネーチャをもつメッセージの集合を別にすると、他のいかなるデータまたはサービスに頼らないほうが好ましい。従って、長命の検証サービスの場合、2つのオペレーション、生成および検証をサポートする必要がある。

【0061】

シグネーチャ検証サービスの本発明の好適な実施態様の場合、メッセージ18毎に生成オペレーションによりデータベース112に記録114を割り当てる（すなわち、各メッセージ18を定義署名し、単文または文の集合に署名する）。メッセージ18の暗号ハッシュに基づいてデータベース112のプライマリキー116を使用し、かつ各記録114はさらにメッセージ18のシグネーチャ24だけでなく、ペリファイキー38をもち、これをメッセージ18の署名エンティティ14にリンクする公開クレデンシャル118（例えば、サーティフィケートまたはアサーション）および公開クレデンシャル118の取り消しステータス120を含む。

【0062】

シグネーチャ検証サービス110は情報を受信し、署名エンティティ14から直接記録114を生成するか（即ち、追加レシピエント）、この情報を前のレシピエントから間接的に受信する。使用するプライマリキー116がメッセージ18のハッシュであるため、メッセージ18をシグネーチャ検証サービス110に送ることはできず、通信量が減り、セキュリティが増す。公開クレデンシャル118はメッセージ18を伴うことができる。即ち、署名エンティティ14によって与えることができる。あるいは、シグネーチャ検証サービス110はこれらを任意の場所（例えば、認証サーバ104または通常のサーティフィケートサービス）から得ることができる。公開クレデンシャル118は、署名エンティティをコントロールするが、それ以外では完全な公開からDSVシステム10のコンテキスト外では知られていない範囲にわたるという意味で“公開”である（例えば、公開クレデンシャル118は、シグネーチャ24を生成するさいに使用した私的クレデンシャル20と潜在的には同じ場合があってもよいが、これは明らかに欠点の一つである）。

【0063】

妥当性オペレーションはプライマリキー116（メッセージ18の暗号ハッシュ）を入力とし、そのデータベース112のコンテンツに基づいてメッセージ18の妥当性状態に関する情報を与える。本発明の現状での好ましい実施態様では、これは、最初の署名エンティティ14の公開クレデンシャル118（エフェメラルアサーションまたはPKIサー

10

20

30

40

50

ティフィケート)における名前によって決定する場合に、シグネーチャ24が妥当であるかどうかを示すプールを与えるとともに、誰がメッセージ18に署名したかを示す。また、妥当性オペレーションは、署名エンティティ14の公開クレデンシャル118からトラストパスのルートにいたる経路に関する一組の情報(信頼性の増した一連のクレデンシャル、即ち何が公開クレデンシャル118を保障するのか、またこれを何が保障するのか、など)だけでなく、これらすべてのクレデンシャルの妥当性をサポートする取り消しデータ(例えば、妥当なCRLに関するサーティフィケートの不在)を与えるものでもある。

【0064】

長命の検証のプロバイダとして、シグネーチャ検証サービス110は、特にタイム・スタンプ44(図2)を利用できる。既に説明したように、署名に使用したキーが期限切れの場合に“このシグネーチャ24はこのような時点で妥当であったのか?”という質問に答えることは、従来システムでは対処できない問題であるが、本発明のDSVシステム10では対処できる。

10

【0065】

本発明の実施態様をいくつか説明してきたが、いずれもp例示であり、制限的なものではない。換言すれば、本発明の範囲は、これら例示的な実施態様には制限されず、特許請求の範囲およびこれと等価な範囲によってのみ定義されるものである。

【産業上の利用可能性】

【0066】

本発明のDSVシステム10は、チャットやIMなどの会話型メッセージングコンテキスト、特にEIMなどの普及しつつある応用型に好適に使用できる。

20

【0067】

明細書冒頭で説明したように、機密保持会話には多くの重要な属性があり、本発明のDSVシステム10は会話型メッセージのこれら属性のうち任意の属性、あるいはすべての属性を与えることができる。すべての参加者が会話に参加できるように認証することができる。この場合、会話型メッセージのオリジネータおよびターゲットの両者が参加することができ、署名者が会話の任意の部分に署名でき、かつ会話の任意の他の異なる部分に異なる署名者(単独の署名者、複数の署名者)が署名できる。トランジット時及び記憶時の両者において、すべてのメッセージの秘密性および完全性を保護することができる。メッセージは、デジタル署名することができ、シグネーチャキーの期限が切れ、既に存在しなくなってからかなり経過した後でも、デジタルシグネーチャのすべてをベリファイできる。また、セキュリティ属性(即ち、秘密デジタル署名)をそのまま維持した状態で会話型メッセージのトランスクリプトを記録することができ、かつ署名された会話の部分を区切るとともにシグネーチャをこれら特定部分に付けることができる。

30

【0068】

本発明のDSVシステム10はその基礎となるデジタルシグネーチャ技術とは独立して実施でき、唯一の要件は、署名する当事者がシグネーチャキーをもち、かつベリファイする当事者が対応するベリファイキーをもつことである。これらキーが異なるかあるいは同一のキーであるか、短命かあるいは長命かには制限がなく、また公開鍵基盤(PKI)サーティフィケートを使用するかにも制限はない。この後者の点では、DSVシステム10は、すべての署名参加者が現在利用でき、現存している妥当性サーティフィケート当局によってベリファイ可能であるとともに、シグネーチャがベリファイ可能な場合には、現状で決定できる取り消し状態をもつデジタルサーティフィケートをもっていなければならない。DSVシステム10はシグネチャー生成及びベリフィケーションを行うためにPKIサーティフィケートを利用できるが、これを必要としない。

40

【0069】

以上の理由、およびこれら以外の理由から、本発明のDSVシステム10は、産業上広範な利用可能性をもつことが予想され、従って、本発明の産業上の実用性は広範にわたるとともに持続的であることが考えられる。

【図面の簡単な説明】

50

【 0 0 7 0 】

【図 1】本発明シグネーチャシステムを示す概略ブロック線図である。

【図 2】本発明ベリファイシステムを示す概略線図である。

【図 3】シグネーチャシステムがシグネーチャを生成し、そしてベリファイシステムがこのシグネーチャをベリファイするプロセスを示すフローチャートである。

【図 4 a】本発明の実施態様を構成する構成要素の多数の考えられる配置を示す一連の図である。具体的には、図 4 a は、署名エンティティがメッセージおよびシグネーチャを検証エンティティに与える実施態様を示す図である。

【図 4 b】本発明の実施態様を構成する構成要素の多数の考えられる配置を示す一連の図である。具体的には、図 4 b は、エージェントを使用してシグネーチャを与える応用例を示す図である。

【図 4 c】本発明の実施態様を構成する構成要素の多数の考えられる配置を示す一連の図である。図 4 c は、エージェントを使用してシグネーチャを与える別な応用例を示す図である。

【図 4 d】本発明の実施態様を構成する構成要素の多数の考えられる配置を示す一連の図である。具体的には、図 4 d は、エージェントを使用してメッセージおよびシグネーチャを検証する応用例を示す図である。

【図 4 e】本発明の実施態様を構成する構成要素の多数の考えられる配置を示す一連の図である。具体的には、図 4 e は、エージェントを使用してメッセージおよびシグネーチャを検証する別な応用例を示す図である。

【図 4 f】本発明の実施態様を構成する構成要素の多数の考えられる配置を示す一連の図である。具体的には、図 4 f は、エージェントを使用してメッセージおよびシグネーチャを検証するさらに別な応用例を示す図である。

【図 4 g】本発明の実施態様を構成する構成要素の多数の考えられる配置を示す一連の図である。具体的には、図 4 g は、エージェントを使用してメッセージおよびシグネーチャを検証するさらに別な応用例を示す図である。

【図 5】セールスの実例として、メッセージユニットを署名ベリファイするために本発明をどのように使用するかを示す E I M 会話型メッセージングダイアログ図である。

【図 6】多数のオプションを備えた本発明を示す概略ブロック線図である。

【図 7】シグネーチャ検証サービスを含むように具体化した本発明を示す概略ブロック線図である。なお、図中、同じ符号は同じ構成要素およびステップを示す。

【符号の説明】

【 0 0 7 1 】

1 0 : D S V システム、

1 2 : シグネーチャシステム、

1 4 : 署名エンティティ、

1 6、2 6 : ポールト、

1 8 : メッセージ、

2 0 : 私的クレデンシャル、

2 2 : シグネーチャキー、

2 4 : シグネーチャ、

3 2 : ベリファイシステム、

3 4 : 検証エンティティ、

3 6 : ベリファイヤ、

3 8 : ベリファイキー、

4 0 : アサーション、

4 2 : 検証レスポンス、

4 4 : タイム・スタンプ、

5 0 : プロセス、

5 2 ~ 5 6、6 0、6 2、6 4、6 6、6 8 : ステップ。

10

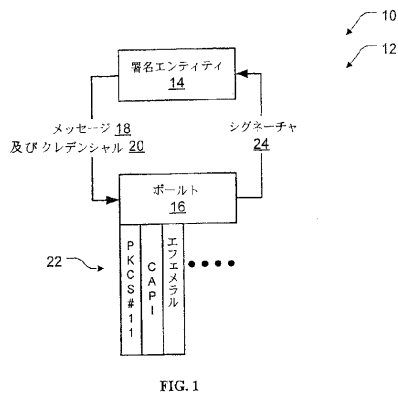
20

30

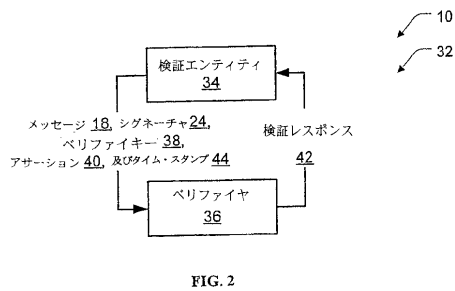
40

50

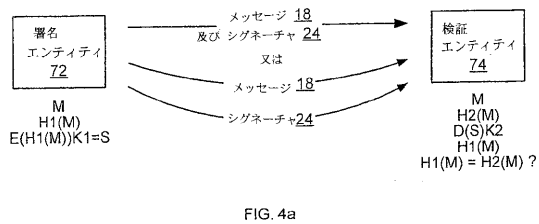
【 図 1 】



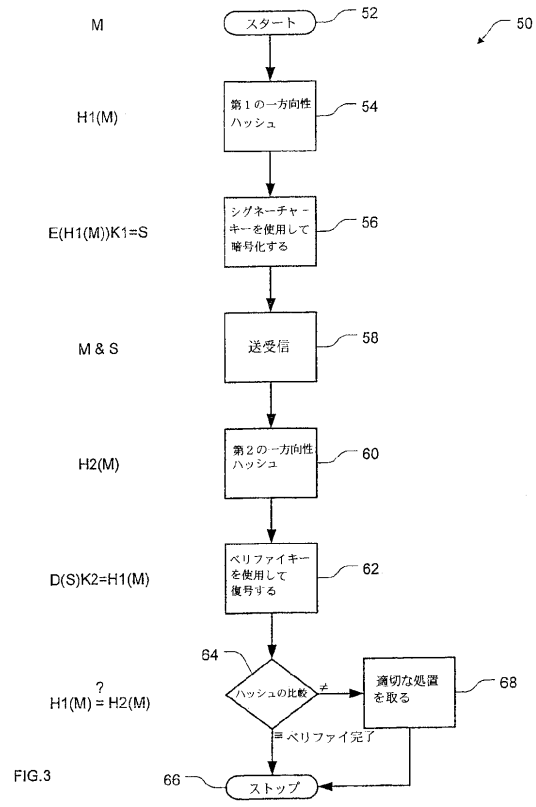
【 図 2 】



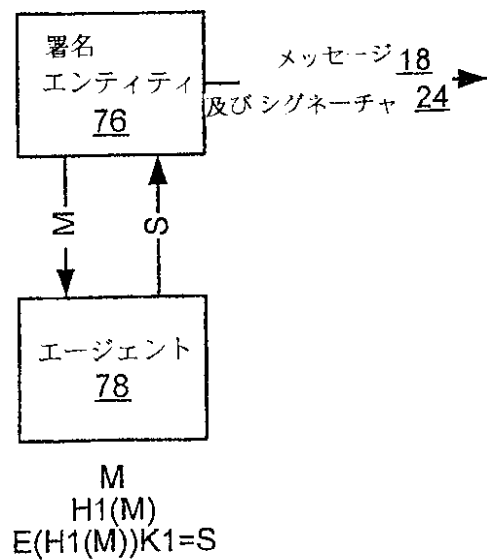
【 図 4 a 】



【 図 3 】



【 図 4 b 】



【 図 4 c 】

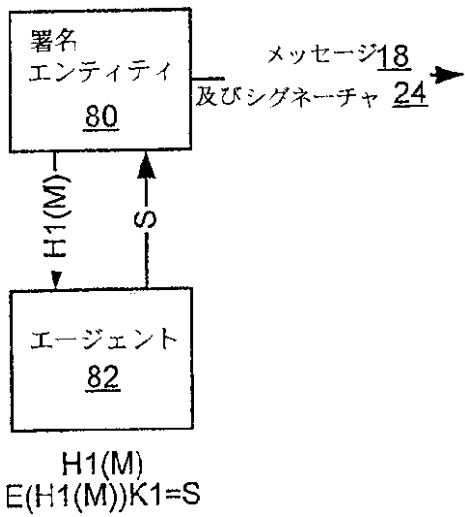
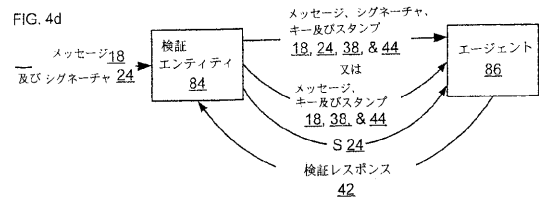
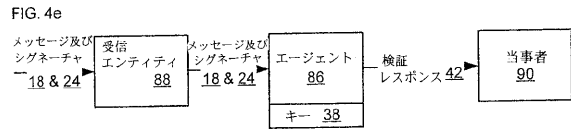


FIG. 4c

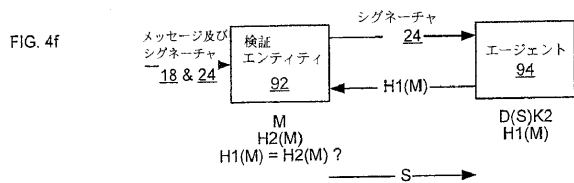
【 図 4 d 】



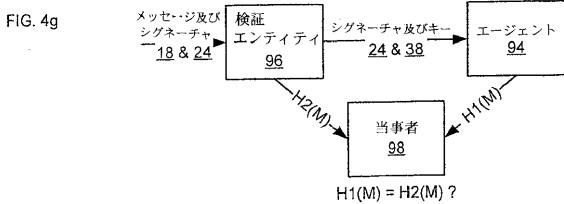
【 図 4 e 】



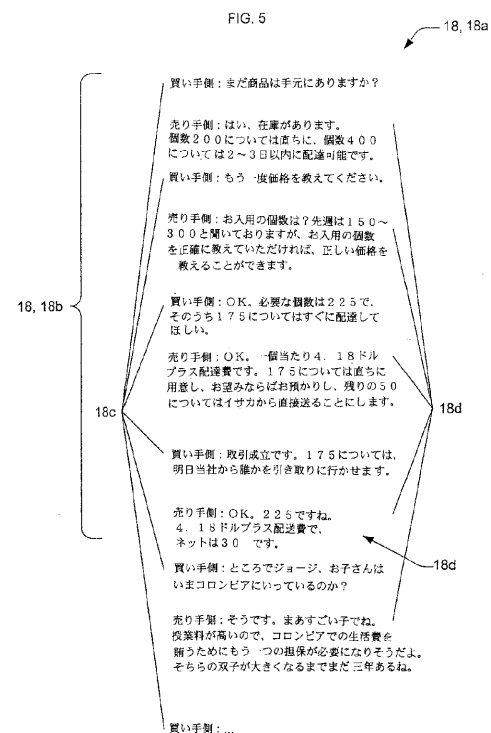
【 図 4 f 】



【 図 4 g 】



【 図 5 】



【 図 6 】

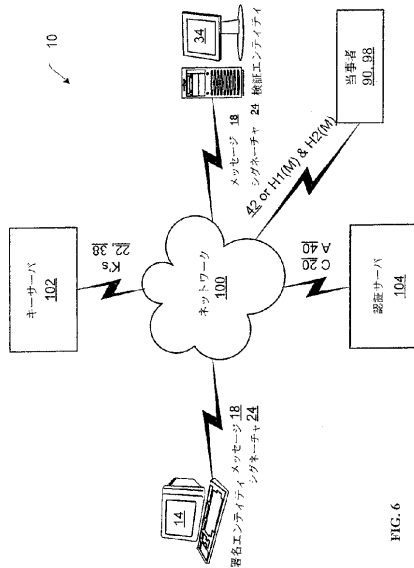


FIG. 6

【 図 7 】

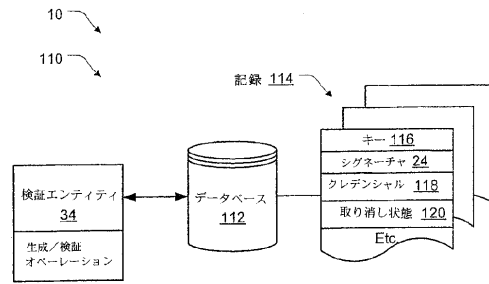


FIG. 7

【 手続補正書 】

【 提出日 】 平成18年6月13日 (2006.6.13)

【 手続補正 1 】

【 補正対象書類名 】 特許請求の範囲

【 補正対象項目名 】 全文

【 補正方法 】 変更

【 補正の内容 】

【 特許請求の範囲 】

【 請求項 1 】

会話型メッセージの通信方法において、

第1のコンピュータ化システムで、上記会話型メッセージに基づいて第1ハッシュ値を計算するステップ、

第2のコンピュータ化システムで、シグネーチャキーに基づいて上記第1ハッシュ値を暗号化することによってデジタルシグネーチャを生成するステップ、

ネットワークを介して、上記デジタルシグネーチャを第3のコンピュータ化システムに通信するとともに、上記会話型メッセージを第4のコンピュータ化システムに通信するステップ、

上記第3のコンピュータ化システムで、検証キーに基づいて上記デジタルシグネーチャを復号して上記第1ハッシュ値を再生するステップ、

上記第4のコンピュータ化システムで、上記会話型メッセージに基づいて第2ハッシュ値を計算するステップ、および

第5のコンピュータ化システムで、上記第1ハッシュ値と上記第2ハッシュ値とを比較して検証レスポンスを決めるステップからなり、

上記検証レスポンスは、上記第1ハッシュ値と上記第2ハッシュ値とが一致したときに検証すべき会話型メッセージを示し、および上記第1のコンピュータ化システムおよび上

記第 2 のコンピュータ化システムとして同じか同一でないシステムを利用し、かつ上記第 3 のコンピュータ化システム、上記第 4 のコンピュータ化システムおよび上記第 5 のコンピュータ化システムとしてすべて同じシステムを利用するか、一部のシステムとして同じシステムを利用するか、あるいはすべて同一でないシステムを利用することを特徴とする会話型メッセージの通信方法。

【請求項 2】

会話型メッセージを対象とするデジタルシグネーチャの生成方法において、

第 1 のコンピュータ化システムで、上記会話型メッセージに基づいてハッシュ値を計算するステップ、および

第 2 のコンピュータ化システムで、シグネーチャキーに基づいて上記ハッシュ値を暗号化することによって上記デジタルシグネーチャを生成するステップからなり、

上記第 1 のコンピュータ化システムおよび上記第 2 のコンピュータ化システムとして同じか同一でないシステムを利用することを特徴とする会話型メッセージを対象とするデジタルシグネーチャの生成方法。

【請求項 3】

上記会話型メッセージを署名エンティティによって署名し、そしてさらにこの署名エンティティを認証するステップを有する請求項 2 記載の方法。

【請求項 4】

上記認証ステップで、上記署名エンティティの私的クレデンシャルを検証する請求項 3 記載の方法。

【請求項 5】

上記シグネーチャキーは、PKI 環境で発行された X.509 サーティフィケートから得られたものでない請求項 2 記載の方法。

【請求項 6】

少なくとも、上記の暗号化ステップをポルトで行う請求項 2 記載の方法。

【請求項 7】

会話型メッセージユニットを署名エンティティによって署名し、そして

上記暗号化ステップを実行する前に、上記ポルトが上記署名エンティティを認証する請求項 6 記載の方法。

【請求項 8】

上記会話型メッセージは複数の会話型メッセージユニットを有し、そして

上記計算するステップおよび上記暗号化ステップは上記複数の会話型メッセージユニットに基づいて一括的に行われる請求項 2 記載の方法。

【請求項 9】

会話型メッセージを対象とするデジタルシグネーチャの検証方法において、

第 1 のコンピュータ化システムで、検証キーに基づいて上記デジタルシグネーチャを復号して第 1 ハッシュ値を再生するステップ、

第 2 のコンピュータ化システムで、上記会話型メッセージに基づいて第 2 ハッシュ値を計算するステップ、および

第 3 のコンピュータ化システムで、上記第 1 ハッシュ値と上記第 2 ハッシュ値とを比較して検証レスポンスを決めるステップからなり、

上記検証レスポンスは、上記第 1 ハッシュ値と上記第 2 ハッシュ値とが一致したときに検証すべき会話型メッセージを示し、そして上記第 1 のコンピュータ化システム、上記第 2 のコンピュータ化システムおよび上記第 3 のコンピュータ化システムとしてすべて同じシステムを利用するか、一部のシステムとして同じシステムを利用するか、あるいはすべて同一でないシステムを利用することを特徴とするデジタルシグネーチャの検証方法。

【請求項 10】

上記会話型メッセージを検証エンティティによって検証し、そしてさらにこの検証エンティティを認証するステップを有する請求項 9 記載の方法。

【請求項 11】

上記認証するステップは、上記検証エンティティのアサーションを検証する請求項 10 の方法。

【請求項 12】

上記検証キーが、PKI環境で発行されたX.509サーティフィケートから得られたものでない請求項 15 の方法。

【請求項 13】

少なくとも、上記復号するステップは、ペリファイヤで行われる請求項 9 記載の方法。

【請求項 14】

上記デジタルシグネチャを検証エンティティによって検証し、そして

上記復号するステップを実行する前に、上記ペリファイヤが上記検証エンティティを認証する請求項 13 記載の方法。

【請求項 15】

上記検証レスポンスを第3者に通信するステップをさらに有する請求項 9 記載の方法。

【請求項 16】

上記第1ハッシュ値および上記第2ハッシュ値を第3者に通信するステップをさらに有する請求項 9 記載の方法。

【請求項 17】

会話型メッセージを対象とするデジタルシグネチャの生成装置において、

上記会話型メッセージに基づいてハッシュ値を計算できるロジックを有する第1のコンピュータ化システム、および

上記ハッシュ値をシグネチャキーに基づいて暗号化できるロジックを有することによって上記デジタルシグネチャを生成する第2のコンピュータ化システムからなり、

上記第1のコンピュータ化システムおよび上記第2のコンピュータ化システムの両者を同じシステムとして構成するか、同一でないシステムとして構成したことを特徴とする生成装置。

【請求項 18】

上記会話型メッセージを署名エンティティによって署名し、そして上記第2のコンピュータ化システムはネットワークを介してサーバで上記署名エンティティを認証できるロジックをさらに有する請求項 17 記載の生成装置。

【請求項 19】

上記の認証できるロジックは上記署名エンティティの私的クレデンシャルも検証する請求項 17 記載の生成装置。

【請求項 20】

上記第2のコンピュータ化システムは、上記ハッシュ値をボルトで暗号化する請求項 17 記載の生成装置。

【請求項 21】

上記ボルトは、このボルトから物理的に離間しているサーバから上記シグネチャキーを取得し、上記会話型メッセージユニットを署名エンティティによって署名し、そして上記第2のコンピュータ化システムは、ネットワークを介してサーバで上記ボルトの上記署名エンティティを認証できるロジックをさらに有する請求項 17 記載の生成装置。

【請求項 22】

上記第1のコンピュータ化システムは、複数の会話型メッセージユニットを含むように上記会話型メッセージを構成できるロジックをさらに有する請求項 17 記載の生成装置。

【請求項 23】

会話型メッセージを対象とするデジタルシグネチャの検証装置において、

検証キーに基づいて上記デジタルシグネチャを復号して第1ハッシュ値を再生できるロジックを有する第1のコンピュータ化システム、

上記会話型メッセージに基づいて第2ハッシュ値を計算できるロジックを有する第2のコンピュータ化システム、および

上記第1ハッシュ値と上記第2ハッシュ値とを比較して検証レスポンスを決めることが

できるロジックを有する第3のコンピュータ化システムからなり、

上記検証レスポンスは、上記第1ハッシュ値と上記第2ハッシュ値とが一致したときに検証すべき会話型メッセージを示し、そして上記第1のコンピュータ化システム、上記第2のコンピュータ化システムおよび上記第3のコンピュータ化システムのすべてあるいは一部を同じシステムとするか、あるいはすべてを同じシステムとしないことを特徴とする検証装置。

【請求項24】

上記第1のコンピュータ化システムは、ネットワークを介してサーバで上記検証エンティティを認証できるロジックをさらに有する請求項23記載の検証装置。

【請求項25】

上記第1のコンピュータ化システムは、上記デジタルシグネチャをベリファイヤにおいて復号する請求項23記載の検証装置。

【請求項26】

上記第1のコンピュータ化システムは、ネットワークを介してサーバから上記ベリファイヤの上記検証キーを取得できるロジックをさらに有し、上記デジタルシグネチャを検証エンティティによって検証し、そして上記第1のコンピュータ化システムは、ネットワークを介してサーバで上記ベリファイヤの上記検証エンティティを認証できるロジックをさらに有する請求項25記載の検証装置。

【請求項27】

上記会話型メッセージはダイアログに少なくとも一つの会話型メッセージ要素を有し、そして上記第1のコンピュータ化システム、上記第2のコンピュータ化システムおよび上記第3のコンピュータ化システムの一つは、上記会話型メッセージ要素を有するトランスクリプトを記憶できるロジックをさらに有する請求項23記載の検証装置。

【請求項28】

上記第3のコンピュータ化システムは上記第1のコンピュータ化システムでもなくまた上記第2のコンピュータ化システムでもなく、

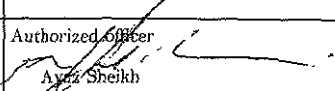
上記第1のコンピュータ化システムは、ネットワークを介して上記第1ハッシュ値を上記第3のコンピュータ化システムに通信できるロジックをさらに有し、そして

上記第2のコンピュータ化システムは、上記ネットワークを介して上記第2ハッシュ値を上記第3のコンピュータ化システムに通信できるロジックをさらに有する請求項23記載の検証装置。

【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.
PCT/US03/19954

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER IPC(7) : H04L 9/00 US CL : 713/176, 201 According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) U.S. : 713/176, 201 Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) Internet, Inspec, WEST		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	US 5,787,175 A (CARTER) 28 Jul 1998, Figures 1, 3 Abstract, Columns 9-16	1-74
Y	US 5,915,024 A (KITAORI et. al.) 22 June 1999 Abstract, Figure 4	1-74
A	US 2002/0053021 A1 (RICE et. al.) 02 May 2002 Abstract, Figure 1, 3	1-74
A	US 6,418,457 B1 (SCHMIDT et. al.) 09 July 2002	1-74
A	US 5,659,616 A (SUDIA) 19 August 1997	1-74
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/> See patent family annex.		
* Special categories of cited documents:	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention	
"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance	"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone	
"E" earlier document published on or after the international filing date	"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art	
"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)	"G" document member of the same patent family	
"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means		
"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed		
Date of the actual completion of the international search 11 SEPTEMBER 2003	Date of mailing of the international search report 26 SEP 2003	
Name and mailing address of the ISA/US Commissioner of Patents and Trademarks Box PCT Washington, D.C. 20231 Facsimile No. (703) 305-3230	Authorized Officer  Ayaz Sheikh Telephone No. (703) 308-4562	

フロントページの続き

(81) 指定国 AP(GH, GM, KE, LS, MW, MZ, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), EP(AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE, IT, LU, MC, NL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BR, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KP, KR, KZ, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MZ, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, UZ, VC, VN, YU, ZA, ZM, ZW

(特許庁注：以下のものは登録商標)

U N I X

(72) 発明者 モレイ, ジャハーンシャー

アメリカ合衆国 カリフォルニア州 90067, ロサンゼルス, アパートメント 417, センチュリー パーク レーン 2122

(72) 発明者 オルキン, ジェフリイ シー.

アメリカ合衆国 カリフォルニア州 94062, ウッドサイド, マウンテン ホーム ロード 1015

Fターム(参考) 5J104 LA01 PA07